訴訟事例紹介

路

面凍結によるスリップが争点となった事例

一般国道三〇三号損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課 千木良 敦之

はじめに

填補したとして、原告らが被告に対し、本件事故 害保険会社が保険契約に基づきその損害の一部を を起こし (以下「本件事故」という。)、原告C損 B株式会社(Aの子会社)が使用する車両が事故 が凍結したため、原告A運送会社が保有し、原告 号において、 により被った損害の賠償を求めた事案である。 本件は、被告滋賀県の管理する一般国道三〇三 散水融雪装置からの散水により道路

(1) 請求

C損害保険会社に対し約四一一万円 B会社に対し約一、○一八万円 A運送会社に対し約八三万円

等の支払い

(2) 提訴日

審判決日 平成一六年四月二六日

(請求棄却) [確定

争点3

原告らに生じた損害

(3)原告 法人

滋賀県

本件事故の発生

れる八田部川に転落した。本件事故当時、 ので、ブレーキをかけたところ、ハンドルが操作 橋にさしかかったところ、新栄橋手前約三五mの 社の従業員は、被害車両である貨物自動車を運転 の橋面は凍結していた。 不能となり、新栄橋の橋欄干を破って橋の下を流 地点で橋上に二台の事故車両があるのを発見した して国道三〇三号を時速約五〇㎞で走行中、 平成一三年一月三〇日午前二時四五分頃、 新栄橋 B 会

争 点 1 争点2 があったか 道路管理の瑕疵と本件事故との間に因果 滋賀県の新栄橋付近の道路の管理に瑕疵

関係が認められるか

ΤĻ の判断 争点に対する当裁判所 (大津地裁)

主文

- 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告らの負担とする。

2

理由

(1)新栄橋の橋面が凍結した事実を認めるに足 その後散水が停止していたこと、これにより 二時四五分頃までの間に稼働して散水を行い、 が、二九日午後一〇時三〇分以降三〇日午前 とを認めることができる。 事故当時には新栄橋の橋面が凍結していたこ らず、散水は行われていなかったこと、 て、 故当時(三〇日午前二時四五分ころ)にお る的確な証拠はない。 二九日午後一〇時三〇分の時点及び本件事 本件事故現場では本件装置は稼働してお しかし、本件装置

(2)なかったのに、 ろに新栄橋を通過した際 する陳述書 がわからないほど散水が行われていた旨記載 かったのに、新栄橋付近の本件装置から道路 に新栄橋を通過した際、 この点、原告らは、二九日午後一一 (甲11)、三〇日午前〇時三〇分こ 本件装置から、 雪が全く降っていな 雪が全く降ってい 新栄橋のたも 時ころ

とまでは勢いよく、新栄橋の上ではチョロチョロと弱い状態で、水が出ていた旨記載する陳述書(甲22)、三〇日午前一時から、一時三〇分まのに、新栄橋を通過した際、雪が全く降っていなかったのに、新栄橋の橋上道路は、本件装置から水がチョロチョロとよく出ていた旨記載する陳述書(甲23)を提出している(上記陳述書の三名は、いずれも原告B会社の運転手である)。

り、 り高いという条件が必要であるが、二九日午後 温が停止温度制御回路の設定温度である一度よ には、 件は、二九日の午後八時以降は降雪がなく、同 ともに、さらに四分のうちに再度降雪を検出さ され、水分検出回路により水分が検出されると は、赤外線が雪片により四分間に三回以上遮光 るところ、①本件装置が稼働を開始するために 本件事故当時も正常に作動していたと推認され 検において異常が発見されていないことから、 検出回路が水分検出を行わなくなり、かつ、気 日午後一〇時三〇分に本件装置は稼働していな れる必要があるが、本件事故現場付近の気象条 かったこと、②本件装置が稼働を停止するため 〇時二〇分の気温はマイナス一・四度であ しかしながら、 その後、三〇日午前三時三一分の気温はマ 赤外線が遮光を繰り返さなくなるか水分 本件装置には本件事故後の点

> こと、 こと、 因は、 時の気象条件を考慮すれば、路面が凍結する原 雪があり、同日午後一〇時三〇分の時点では 時四五分までの間に停止するための条件があっ 午後一〇時三〇分以降稼働を開始し、 能や気象条件に照らせば、本件装置が、二九日 三時にかけて交通量が最も少なくなること、 あったこと、本件事故現場付近は午前一 たとは認め難いこと、二九日午後八時ころに降 イナス三・七度であったこと、③本件装置の機 本件事故現場付近には路肩に雪が残った状態で ついては、これを裏付ける客観的な証拠はない ④原告の運転手ら三名の陳述書の記載に 本件装置による散水以外にも考えられる 一時から 午前二 当

きない。 陳述書の記載内容はにわかに採用することがで 以上に照らせば、上記原告の運転手ら三名の

(3) 象的、 路管理に瑕疵があるかについて、以下検討する。 たことから、 欠いているということはできない。国家賠償法 二条 たことのみをもって道路が本来有する安全性を 生する自然現象であり、必ずしも道路が凍結し もっとも、 道路面の凍結現象は、当該道路の地理的、 地形的条件及び道路構造等が加わって発 項にいう、営造物の設置又は管理に瑕 路面凍結の点について、 本件現場付近の路面が凍結してい 被告の道 気

いているといえるかによって判断されるべきで総合考慮して、道路の通常有すべき安全性を欠環境及び利用状況、管理の方法等諸般の事情を疵があったといえるかは、当該営造物の場所的

ある。

ア そこで、本件事故現場付近の道路の状況等 部と中部地方をつなぐ道路で、両地点を移動 件事故現場を含む国道三〇三号は、 の気象条件を満たす場合に作動する構造にな 量があること、②〇6W型は、機能上は一定 するためのものであるところ、 について見るに、①本件装置は、 るような状況も見られないこと(なお、二四 事故現場における事故発生数は、僅かであり、 して凍結防止剤を散布していたこと、 を促し、地元の事情に通じた委託業者に委託 警告板を設置して凍結に対する利用者の注意 三〇三号の管理状況は、パトロールを行い、 午後六時にかけてであること、④被告の国道 する車両の多くが通行する交通の要衝であ 稼働していたことが推認されること、 っており、本件事故当時も本件装置は正常に 付近は一二月から二月にかけてかなりの積 凍結を原因として事故が多発していると認め 最も交通量が多くなるのは午後五時から 本件事故現場 積雪を防止 京都府北 ⑤本件 ③ 本

同日午

日には二件の事故が発生しているが、

に瑕疵があったものと認めることはできな 賀県における本件事故現場付近の道路の管理 安全性を欠いているということはできず、滋 現場付近の道路は、道路として通常有すべき 保されていることなどに照らせば、本件事故 な登り勾配となっており、前方の見通しは確 **勾配も新栄橋に向かって一・四三%の緩やか** 径三〇〇mの緩やかな右カーブであり、縦断 前四時一分の気温は〇・二度である(乙 三〇三号の新栄橋に至るまでの道路線形は半 ⑥被害車両の進行方向に従った国道

イ これに対して、原告らは、凍結防止剤の散 らの主張を裏付ける的確な証拠はない。 ない。また、警戒標識の設置についての原告 が残存していなかったことをもって滋賀県の 道路の管理に瑕疵があったとまでは評価でき の設置はなかったと主張するが、凍結防止剤 布方法が適切ではなかったことや、警戒標識

ことを理由に、被告には、その管理者として とができない。 の責任があるとする原告らの主張は認めるこ 以上によれば、道路の管理に瑕疵があった

れを棄却することとし、訴訟費用の負担について よって、その余の争点について判断するまでも 原告らの請求はいずれも理由がないからこ

民事訴訟法六一条、六五条一項本文を適用して、

主文のとおり判決する。